

## 草加市監査委員告示4号

### 監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

定例監査等の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、草加市長より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月7日

草加市監査委員 中村 幸彦

草加市監査委員 瀬戸 健一郎

### 通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について

#### **I 行政監査の結果に関する報告(平成17年2月1日草監第289号)**

総合政策部 情報推進課

##### 1 監査結果

(1) 情報セキュリティポリシーの総務省ガイドラインの準拠性について検証した結果は、次のとおりです。

ア 情報資産の分類と管理について

情報資産の管理責任及び利用責任に関する規定が必要です。

イ 人的セキュリティ

職員の責務について

情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ担当者からの助言を奨励すること及び職員用端末の管理の規定が必要です。

ウ 技術的セキュリティ

(ア) アクセス制御について

外部から庁内ネットワークへの接続や、情報システムへのアクセスについての規定が必要です。

(イ) コンピュータウイルス対策について

ネットワーク管理者及び、情報システム管理者が実施するサーバや端末のウイルスチェックについての規定が必要です。

(ウ) 不正アクセス対策について

セキュリティ関連情報の収集と、既知のセキュリティホールを塞ぐ等の措置を施す

規定が必要です。

また、サイバーテロ等から情報資産を防御する必要性からもこれに関する規定が必要です。

(エ) セキュリティ情報の収集について

セキュリティ関連情報の収集に関する規定が必要です。

エ 運用管理における留意点

運用管理について

ネットワーク及び情報システムの監視や管理時における、職員プライバシー情報への閲覧権限並びにプライバシー侵害に対応する規定が必要です。

(2) 住基ネットの情報セキュリティ対策諸規定の情報セキュリティポリシーへの準拠性について検証した結果は、次のとおりです。

ア 情報資産の分類と管理方法について

住基ネットで管理される情報資産の具体的な分類と管理方法の規定が必要です。

イ 物理的セキュリティ

物理的セキュリティ対策について

入退室管理のほかに、住基ネットを構成するサーバ、端末等の機器やネットワークの設定条件及び管理について、規定が必要です。

ウ 人的セキュリティ

(ア) 教育・訓練について

管理者、利用者への教育訓練の計画、実施の体制及び方法、職員等への受講義務や緊急時対応計画について、具体的な規定が必要です。

(イ) 事故、欠陥に対する報告について

住基ネットに関する障害や、不正アクセス等を発見したときの責任者への報告について、規定が必要です。

エ 技術的セキュリティ

(ア) システム及びネットワークの管理について

住基ネットシステム及びネットワーク管理に必要な、次の点に関して規定が必要です。

A システム及びネットワーク構成図の作成と最新性の維持

B 障害に備えてのソフトウェア、データ等のバックアップの取得及び復元

C 無許可ソフトウェアの導入禁止

(イ) 利用者によるコンピュータ及びネットワークの管理について

住基ネットのシステム及びネットワークの利用に必要な、次の点に関して規定が必要です。

A 業務以外の目的での端末の使用禁止

B 指定された端末以外での使用禁止

C システム及びネットワークの構成変更の禁止

(ウ) アクセス制御について

アクセス制御について、次の点に関して規定が必要です。

- A 庁内ネットワーク及び個別業務用ネットワークの接続禁止（制限）
- B 外部ネットワークの接続制限

(エ) 不正アクセス対策について

不正アクセス対策について、次の点に関して規定が必要です。

- A 不正アクセスを防御するためのファイアウォールによる通信制御
- B セキュリティ問題の発生時（発生する恐れがある場合）のシステム管理者の対応

オ 運用

(7) 情報システムの監視及びポリシーの遵守状況確認（運用管理）について

システム管理者による不正アクセス及び、サーバの異常作動等を検知するための監視に関して規定が必要です。

(イ) 障害時の対応策について

緊急時の関係者への迅速な連絡に必要な、連絡体制等文書化について規定が必要です。

(3) 規程を実行に移す組織体制の確立について

住基ネットセキュリティ組織規程で、規定されているセキュリティに関する役割と責任について、情報セキュリティ対策基準と不整合な面があり、以下の点について、セキュリティに関する役割と責任の所在がわかりにくくなっていますので、見直す必要があります。

- ア セキュリティ統括責任者（組織規程）とネットワーク管理者（対策基準）の関係
- イ セキュリティ責任者（組織規程）と情報セキュリティ管理者（対策基準）の関係
- ウ セキュリティ会議（組織規程）と情報セキュリティ委員会（対策基準）の関係

(4) 情報セキュリティ対策の周知徹底と教育・研修の実施について

システム利用職員を対象とした住基ネットに関するこれまでの研修は、システム概要や具体的な操作要領に関する内容で実施されましたが、情報セキュリティに関する対策、教育・研修が必要です。

## 2 措置状況

(1) 情報セキュリティポリシーの総務省ガイドラインの準拠性について、アからエの規定につきましては、平成18年11月に文書化の作業（決裁）を終え、運用を開始しております。

平成18年度にISO27001の認証を取得し、平成19年度につきましては、継続審査を受けて、認証継続しております。

(2) アからオの規定類について見直しを行っておりますが、現在、情報推進課で運用しているISMS実施手順書との整合を図りながら、平成19年度末までに作業を完了致します。現在、アからオの各規定案について部内で決裁中です。

(3)及び(4) 情報推進課で運用しているISMS実施手順との整合を図り、作成作業を完了いたしました。

## Ⅱ 財政援助団体等監査の結果に関する報告(平成19年3月1日草監第311号)

健康福祉部 福祉課

### 1 監査結果

指定管理業務に関する協定書について

草加市立社会福祉活動センター設置及び管理条例施行規則では管理に関する協定に、指定期間を定めるものとする規定されていますので、適正に明記されたい。

### 2 措置状況

平成19年度の協定書に、草加市社会福祉活動センター設置及び管理条例施行規則第14条(協定)第2項第7号に基づき、指定期間を明記いたしました。

シルバー人材センター

### 1 監査結果

会計処理について

債権金額及び債権者が確定していない状況で、費用弁償が支出されておりますので、視察終了後に適正な手続きに従って支出されたい。

### 2 措置状況

乗車券等事前に購入を要する旅費支出については、社団法人草加市シルバー人材センター職員旅費支給規程第7条に基づき、概算払いで支出し、1週間以内に精算を行っています。これ以外の費用弁償等については事後確認の上、支出しています。

社会福祉協議会

### 1 監査結果

#### (1) 評議員に対する費用弁償の支給について

評議員が会議等に出席した場合に費用弁償(日額2,000円)を支給していますが、その支給規定がありません。費用弁償の支給規程の整備を行い、適正に執行されたい。

#### (2) 小口現金出納帳について

小口現金出納帳は、現金の出納記録がわかりやすい補助簿としての機能を有する帳簿様式になっていません。会計事務が適切に、効率よく処理できる帳簿様式に見直しをされたい。また、一定期間ごとに上司等の確認を行うなど内部統制の整備をはかられたい。

### 2 措置状況

#### (1) 評議員に対する費用弁償の支給について

平成18年度第5回理事会(平成19年1月19日開催)において、議案「社会福祉法人草加市社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程の制定について」を提出し、承認されましたので、平成19年1月22日に当該規程を整備し、第2回評議員会(平成19

年度3月30日開催)から、当該規程に基づき、適正執行をしております。

(2) 小口現金出納帳について

平成19年度から、会計事務処理の適切性から小口現金の残高の記入だけでなく、小口現金による経費の内容及び金額を明確化するために、領収書等を添付している仕訳伝票等と関連する小口現金出納帳を整備し、併せて適切な管理確認として、当協議会経理規程第6条に規定されている会計責任者(事務局長)が一ヶ月に一度及び出納責任者(係長)が一週間に一度確認を行い、内部統制の整備を図り、適正な会計事務処理をしております。